

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正とする省令案（概要）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。)に基づき、特に保護を図る必要がある鳥獣を「希少鳥獣」として規定し、該当する鳥獣を鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成 14 年 12 月 26 日環境省令第 28 号)第4条で定めています。

また、希少鳥獣の指定に当たっての考え方として、法第 3 条第 1 項に基づき定められる「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」(平成 19 年 1 月 29 日環境省告示第 3 号)において、環境省が作成した絶滅の恐れのある野生生物の種のリスト(レッドリスト)で絶滅危惧 I A・I B 又は II 類に該当する鳥獣を対象鳥獣とすることを基本とし、レッドリストの見直しに合わせて対象種を見直すこととしています。

今般、環境省においてレッドリストの見直しを行ったことを踏まえて、希少鳥獣の指定(12種)及び解除(16種)を行うとともに、その他最新の知見等に基づき種名等の変更を行うため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の改正を行います。

1. 希少鳥獣の指定

科名	種名(括弧内学名)
ウ科	ヒメウ(ファラクコロラクス・ペラギクス・ペラギクス)
サギ科	ミゾゴイ(ゴルサキウス・ゴイサギ)
	ズグロミゾゴイ(ゴルサキウス・メラノロフス)
タカ科	サシバ(ブタストウル・インディクス)
クイナ科	ヒクイナ(ボルザナ・フスカ・エリュトロトラクス)
カモメ科	ベニアジサシ(ステルナ・ドウガルリイ・バングスイ)
ヨタカ科	ヨタカ(カプリムルグス・インディクス・ヨタカ)
モズ科	アカモズ(ラニウス・クリスタトゥス・スペルキリオス)
ホオジロ科	シマアオジ(エンベリザ・アウレオラ・オルナタ)
トガリネズミ科	コジネズミ(クロキドウラ・シャントウンゲンシス)
オヒキコウモリ科	オヒキコウモリ(タダリダ・インスイグニス)
ネズミ科	トクノシマトゲネズミ(トクダイア・トクノシメンシス)

2. 希少鳥獣の指定解除

科名	種名(括弧内学名)
みずなぎどり科	シロハラミズナキドリ(プテロドロマ・ヒュポレウカ)
しぎ科	チシマシギ(カリドリス・プティロクネミス・クリレンシス)
きつつき科	アマミコゲラ(デンドロコポス・キズキ・アマミイ)

しじゅうから科	オリヤマガラ(パルス・ヴァリウス・オリヴァケウス)
からす科	ルリカケス(ガルルルス・リドティ)
ひなこうもり科	ウスリドーベントンコウモリ(ミュオティス・ダウベントニイ・ウスリエンスイス)
	フジホオヒゲコウモリ(ミュオティス・イコンニコヴィ・フジエンスイス)
	ヒメホオヒゲコウモリ(ミュオティス・イコンニコヴィ・イコンニコヴィ)
	カグヤコウモリ(ミュオティス・フラテル・カグヤエ)
	ヒメホリカワコウモリ(エプテスィクス・ニルソニイ・パルヴス)
	ヤマコウモリ(ニユクタルス・アヴィアトル)
	ヒナコウモリ(ヴェスペルティリオ・スペランス)
	チチブコウモリ(バルバステラ・レウコメラス・ダルイエリンゲンシス)
	ニホンウサギコウモリ(プレコトゥス・アウリトゥス・サクリモンティス)
	ニホンコテングコウモリ(ムリナ・ウスリエンスイス・シルヴァティカ)
いたち科	ツシマテン(マルテス・メランプス・ツエンスイス)

3. その他

その他、最新の学問的知見等に基づいて、種名、学名の変更を行います。